

平成28年11月24日

意見陳述書

原告ら訴訟代理人

弁護士 河原 昭文

本件訴訟の開始にあたり、弁護団の一員として、一言、意見をのべさせていただきます。

1945年8月15日の太平洋戦争の終戦以後、71年間、日本は一度も戦争をせず、一人の日本人の犠牲者も出さず、一人の外国人も殺しませんでした。

しかし、終戦前の日中戦争を含むアジア・太平洋戦争（15年戦争）における日本人犠牲者は310万人にといわれています。そのうち民間人は、沖縄戦で15万人、東京をはじめとする全国の都市への空襲で60万人、広島原爆で20万人、長崎原爆で10万人などとなっています。

一方、中国の死者は150万人といわれていますが、大半は日本軍が殺したと思われるし、さらに日本軍はフィリピン、その他の東南アジアの人々、米軍々人など数十万人を殺したと思われる。

何と、多くの貴い命が無駄に失われたことでしょう。

戦後71年間、日本が一度も戦争をせず、戦争をしない平和を愛する国として、世界中の信頼を集めることができたのは、日本国憲法、特に9条があったからです。

自衛隊が作られたものの、専守防衛、日本を外国の侵略から守る自衛のためだけのものとされました。

そして個別的自衛権のみを認め、集団的自衛権は認めないことが、法的にも政治的にも社会的にも定着していました。

ところが安倍内閣は、9条の下でも集団的自衛権の行使が可能だとする閣議決定を行い、それ

に基づいて新安保法制を、強行採決をくりかえすことによって成立させました。

正に憲法，立憲主義，民主主義，平和主義を土足で踏みにじる暴挙といわざるを得ません。

安倍内閣は、日本を再び戦争をする国にしようとしているのです。自民党の憲法改正草案9条の2は、「国防軍を保持する」と明記しています。

軍隊，軍事力では国は守れないという先の大戦の貴い教訓を，わずか71年で忘れてしまおうというのです。

新安保法制が立憲主義，民主主義，平和主義に反すること，日本国憲法に違反することは明らかです。

そして，原告の皆さんは新安保法制によって，平和的生存権，人格権，憲法改正権を侵害され，精神的被害を受けたとして，本訴訟を提起しました。

裁判官の皆さん。憲法99条は「裁判官はこの憲法を尊重し擁護する義務を負う」と定めています。日本国憲法を尊重し擁護しようとするならば，原告勝訴の判決しかあり得ません。速やかに原告勝訴の判決をしていただくよう強く要望して私の陳述を終わります。

ありがとうございました。